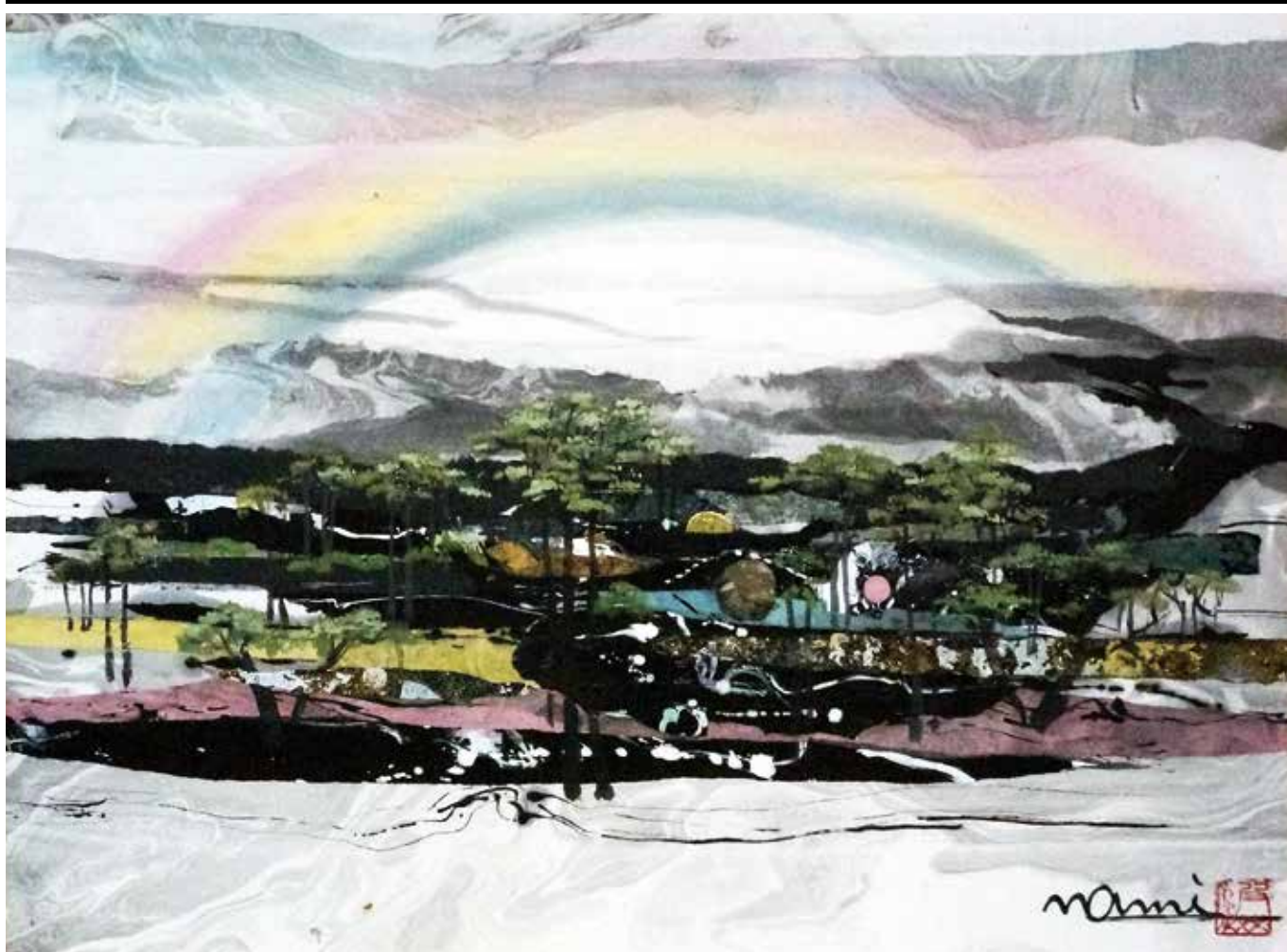




法人こおりやま

2018. 5

第479号



題名/集落をつなぐ虹の里(6号) 提供/大波 天久 中国書法研究院客員教授

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

新入会員を募集中!!

正しい税知識を身につけたい。
もっと積極的な経営をめざしたい。
社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆様を
支援する全国組織、それが**法人会**です。
随時、新入会員を募集しておりますので、
ぜひ、お知り合いの企業がございましたら、
ご紹介お願いいたします。



郡山法人会事務局 (TEL:024-933-7777)

詳しくは事務局又は、ホームページで!

目次

税務署ニュース

「不動産譲渡契約書」及び 「建設工事請負契約書」の 印紙税の軽減措置の延長について	2
---	---

税のミニ通信

平成30年度税制改正の目玉	3
---------------	---

法人会・平成30年度 税制改正提言の主な実現事項	4
-----------------------------	---

プレゼンに役立つ 「成功話術10の鉄則」	6
-------------------------	---

トピックス	7
-------	---

税務署ニュース

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の 印紙税の軽減措置の延長について

平成30年4月
国税庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、租税特別措置法の一部が改正され、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」については、平成30年4月1日から平成32年（2020年）3月31日までに作成されるものについても、印紙税の軽減措置が適用されます。

※ これまでは、平成9年4月1日から平成30年3月31日までに作成されるこれらの契約書について軽減措置の対象（平成26年4月1日以後作成される契約書については一部拡充）とされていました。

平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

軽減措置の概要

軽減措置の対象となる契約書は、「不動産譲渡契約書」のうちその契約書に記載された契約金額が10万円を超えるもの及び「建設工事請負契約書」のうちその契約書に記載された契約金額が100万円を超えるもので、平成32年（2020年）3月31日までの間に作成されるものです。

なお、不動産の譲渡契約及び建設工事の請負契約の成立を証明するために作成するものであれば、その文書の名称は問わず、また、土地・建物の売買や建設請負の当初に作成される契約書のほか、売買金額の変更や請負内容の追加等の際に作成される変更契約書や補充契約書等についても軽減措置の対象となります。

軽減措置の対象となる契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減後の税率」欄の金額となります。

契 約 金 額		本則税率	軽減後の税率	参考(軽減額)
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円	200円 (50%軽減)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円	500円 (50%軽減)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円	1千円 (50%軽減)
500万円超	1千万円以下	1万円	5千円	5千円 (50%軽減)
1千万円超	5千万円以下	2万円	1万円	1万円 (50%軽減)
5千万円超	1億円以下	6万円	3万円	3万円 (50%軽減)
1億円超	5億円以下	10万円	6万円	4万円 (40%軽減)
5億円超	10億円以下	20万円	16万円	4万円 (20%軽減)
10億円超	50億円以下	40万円	32万円	8万円 (20%軽減)
50億円超		60万円	48万円	12万円 (20%軽減)

(注) 不動産譲渡契約書のうち、その契約書に記載された契約金額が10万円以下のもの、建設工事請負契約書のうち、その契約書に記載された契約金額が100万円以下のものは、軽減措置の対象となりません（税率200円）。また、契約書に記載された契約金額が1万円未満のものは非課税となります。

税のミニ通信

平成30年度税制改正の目玉

平成30年度税制改正では、企業関係で事業承継税制の拡充や賃上げ・設備投資を後押しする改正が行われる一方、個人所得税については、給与控除と基礎控除等の見直しが行われる。そこで、今回は、その中の事業承継税制について概要を見てみたいと思います。



東北税理士会郡山支部
税理士 佐藤 達夫

1. 事業承継税制

(1) 特例事業承継税制の創設

何といたっても、30年度の改正の目玉は、事業承継税制です。これまでの事業承継税制とは、非上場会社の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において経営承継円滑化法に基づき都道府県知事認定を受けたときは、相続税や贈与税の納税が猶予及び免除される特例制度です。対象となる自社株式は、発行済議決株式総数の3分の2までで、相続税については、相続又は遺贈によって後継者が取得した自社株式の80%部分の相続税が猶予・免除される制度でした。それが、次に掲げる項目が拡充されることになりました。

- ①対象株式数の3分の2の上限を撤廃し、猶予割合を100%に拡大することで、承継時の贈与税・相続税の負担をゼロにします。
- ②親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象になり中小企業経営の実情に合った多様な事業承継が可能となります。
- ③今まで制度利用を躊躇する原因となっていた雇用要件(事業承継後5年間平均で、雇用の8割を維持)を見直し、雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予が継続可能となります。(維持できない理由の報告が必要)
- ④特例承継期間経過後に、経営環境の変化を示す一定の要件を満たした場合、特例認定承継会社の株式の譲渡・同社の合併により消滅・同社の解散するときはその時点で株式評価額を基にし納税額を再計算し差額を減免する制度が設けられました。
- ⑤特例事業承継税制による適用対象者の拡大を受け、推定相続人以外の者への贈与について相続時精算課税の適用が可能となります。適用範囲の拡大により納税猶予が取り消されたときに過大な税負担が生じないようにします。

(2) 適用期間及び適用可能とするには

① 適用期間と必要手続き

適用期間は、平成30年1月1日～平成39年12月31日までの間の贈与・相続について適用されます。具体的には、今後5年以内(平成35年3月31日まで)に「特例承継計画」を提出し認定を受ける手続きが必要です。認定を受けない場合には、従来の事業承継税制の適用となります。

② 「特例承継計画」とは

「特例承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導や助言を受けた特例認定承継会社が作成したものであって、その承継会社の後継者や承継時までの経営見通し等が記載されたものを言います。「特例承継計画」の様式は、中小企業庁のホームページ等で公開されています。申請窓口及び問い合わせは、福島県の場合、商工労働部 経営金融課になっています。

以上が特例事業承継税制の簡単な内容となっております。適用には、いくつかの注意点がありますので適用を希望の場合には、最寄りの税理士にご相談ください。



法人会・平成30年度 税制改正提言の主な実現事項

平成30年度税制改正では、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から、個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却・経済再生の実現に向け、賃上げや設備投資を後押しする税制上の措置を講じ、さらに中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成30年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 交際費課税

法人会提言	●平成26年度税制改正において拡充された交際費課税の特例措置については、適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、その延長を求める。	改正の概要	●交際費等の損金不算入制度について、適用期限が2年延長されるとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例の適用期限も2年延長されました。
-------	---	-------	--

2. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

法人会提言	●少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。	改正の概要	●少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年延長されました。
-------	---	-------	--

3. 地方のあり方

法人会提言	<ul style="list-style-type: none"> ●持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要である。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の活性化も不可欠であり、地方創生戦略との連携や税制面をはじめとした多角的な環境整備が求められる。 ●償却資産に対する固定資産税については、将来的には廃止も検討すべきである。 ●地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。 	改正の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法(仮称)の制定を前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロ以上2分の1以下とする特例措置が創設されました。 ●地方拠点強化税制については、地域再生法の改正を前提に、準地方活力向上地域とされた近畿圏中心部や中部圏中心部を、移転型事業の対象地域とする等の見直しが行われました。
-------	--	-------	--

[事業承継税制]

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

法人会提言	<ul style="list-style-type: none"> ● 本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。 	改正の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 10年間の特例として、猶予対象の株式の制限(総株式数の2/3)の撤廃、納税猶予割合の引上げ(80%から100%)、雇用確保要件の弾力化が行われるとともに、複数(最大3名)の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置が講じられました。
--------------	---	--------------	--

[その他]

1. 電子申告

法人会提言	<ul style="list-style-type: none"> ● 国税電子申告(e-Tax)の利用件数は、年々拡大してきているが、政府は法人における電子申告の利用率の大幅な向上を目指している。このため、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告(eLTAX)との統一的な運用を検討すべきである。 	改正の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備が進められるとともに、大法人については法人税等の電子申告が義務化されます。 ● 複数の地方公共団体への納税が一度の手続で可能となるよう、安全かつ安定的な運営を担保する措置を講じつつ、電子情報処理組織(eLTAX)を活用した共通電子納税システムが導入されます。
--------------	--	--------------	---

2. 少子化対策

法人会提言	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。 	改正の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%(建物等及び構築物については、15%)の割増償却ができる措置が講じられました。
--------------	--	--------------	---

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税には**ダイレクト納付**が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

→


添付書類の
提出省略


→

還付が
スピーディー

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出などの
手続がインターネット
で行えます。

電子申告で効率UP!





法人会 法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

プレゼンに役立つ

成功話術

10の鉄則

講師 中村 真理
（株）クオレ・コーポレーション

プレゼンテーションは、自社の商品・サービスをお客様に伝える上で、営業・販売を担当する人には欠かせないスキルです。

相手から与えられた貴重な時間で、いかに相手の心を動かす話を出来るか、がプレゼンテーションを行な

らい、商談コミュニケーションがスムーズに運ぶためのスピーチと姿勢を10カ条に整理してみましたので、ビジネス活動に活かすとともに、部下指導に役立てていただけたら幸いです。

1. その場にふさわしい話題を取り上げる

うえで、最も重要です。相手の心を動かしてこそ、ビジネスは成功するのです。

加えて、営業・販売は、お客様に対する社長の想いを語る代弁者であることも肝に銘じ、この人から買いたい！、この会社なら大丈夫！、という信頼感を与えられる営業を展開できるかが、成功の鍵になります。

相手に好印象を抱いても

……相手が和める話題や相手の関心に合わせた話題選びが大事です。

そのために、クライアントト、そしてキーマンとなる人の情報を事前に収集・整理しておくことも重要です。

2. 年齢にあった話題を探し、背伸びをしない

……相手の年齢層を考慮して、話題を選ぶことは大切ですが、訳知り顔の背伸びは禁物で

す。

自分の言葉で無理のない話題の提供が好印象を与える結果になります。

3. 何を言いたいのか、結論を自分自身で常に把握しておく

……商談では購入に関心を持ってもらうために、相手にどうメリットがあるのか、勧める立場の結論をしっかりと把握して臨むことです。

結局何が言いたかったのか分からないということのないように注意したいものです。

4. 時間を考慮して話を進める

……相手にも時間の制約があります。ダラダラとした長い時間を要したのでは逆効果です。

相手が確保できる時間を聞いて、許された時間で話の組み立てをすることが大事です。質疑応答の時間をとることも忘れないでください。

せん。

5. 自分の経験談、印象に残った話、感動した話が好印象を与える

……相手の心を動かす上では、自分の実体験や自分が感じたことを伝えることが効果は高まりますし、説得力もあります。

6. どんな場合もぞんざいな話し方にならないよう、尊敬語・丁寧語を使う

……丁寧な言葉遣いは、話す人の品格を伝えますし、好印象を与えることにもなります。

どんなに親しくなっても、立場の違いを意識した言葉遣いは必要です。

7. 体を揺らす、手足をみだりに動かす等、落ち着いた着かない態度をとらない

……落ち着かない態度は、相手に信頼感を失わせます。

日頃から話をする場合、自分がどんな癖を持っているのかを把握しておくこと、役立ちます。

8. 資料を見るのは3割、7割は相手（前方）を見ながら話す

……資料を見ながら下を向いたまま話をしていると、こちらが本当に伝えたいことがなかなか相手に伝わりませんし、説得力に欠けてしまいます。

相手に自信のなさを伝えることにもつながります。

9. 主役がいる場合は、基本的に主役に向けて話す

……購入についての意思決定を持っている人が主役です。

その主役に体を向けて、きちんと誠実に話すことで、より一層誠意が伝わります。

10. その場の雰囲気にかわしい服装をする

……プレゼンテーションを行なう際の場所の広さや集まる人数、どのような人が参加するのかなどの情報を事前に収集し、その場にあった服装を心掛けましょう。



決算申告説明会 開催

4月18日、「3・4・5・6月決算申告説明会」を郡山市民文化センターで開催した。

はじめに法人会より配付した、企業の税務コンプライアンスや経理の向上及び、税務調査で指摘を受ける事項の減少や調査の対象から除かれることを期待するために作成した「自主点検チェックシート」(国税庁後援)の使い方について説明した。

次に郡山税務署の佐沼典子審理専門官より、法人税・消費税等税制改正の概要及び決算の留意点について、わかりやすく解説いただいた。

最後に、郡山税務署の増井正秀上席国税調査官より、平成31年10月より実施される、消費税の軽減税率制度について解説いただき説明会を終了した。

参加者は真剣にメモを取り理解を深め、終了後も個別に質問をするなどしていた。

なお、「自主点検チェックシート」は事務局や税務署でも配付しております。また、郡山法人会ホームページからダウンロードも出来ます。詳細は郡山法人会事務局まで。(TEL:024-933-7777)



決算申告説明会



郡山税務署 佐沼審理専門官

青年部会

女性部会

田村・三春・小野支部役員会 開催

平成29年度事業が終了し、各部会・各支部において新年度第1回目の役員会が開催された。

議事では、①平成29年度事業経過報告並びに収支決算について、事務局より報告があり異議なく承認された。②平成30年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について、新年度事業内容を審議した。最後に③報告会日程について検討し、会議を終えた。

平成29年度 新入会員のご紹介

ご入会ありがとうございます。

No.	事業所名	住所
1	(株)大和興業	田村町
2	(有)聖和建設	台新



法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社
郡山支社/福島県郡山市中町1-22
TEL 024-922-0860

AIG AIG損害保険株式会社
郡山支店/福島県郡山市虎丸町24-8
(富士火災郡山ビル3F) TEL 024-933-6211



法人会 全国女性フォーラム「山梨大会」

「輝こう! 名峰富士のもと～今を創る女性の力～」をテーマにした、第13回法人会全国女性フォーラム「山梨大会」が、4月12日(木)に甲府市内のアイメッセ山梨(山梨県立産業展示交流館)で開催され、当部会より2名が参加した。

第1部 記念講演会は、「小さな旅と私 ～人との出会いと発見～」と題し、元NHKアナウンサー(現在フリーアナウンサー)国井 雅比古氏が講演をした。

担当していた番組、プロジェクトXは「男たちの～」が多かったが、たくさんの女性も活躍している。相馬市の松川浦漁港での出会い。夜明け前の港で漁を終えた沖合底引き網船を出迎える約200名の女性「船迎え(ふねむかえ)」と呼ばれる乗組員の嫁たちが「夫が苦勞して取ってきた魚を少しでも高く売りたい」と惜しみなく働く姿に感銘を受けたが、震災後その普通が出来なくなってしまった、普通の事が一番大事と語った。

最後に、習いたてのシャンソン「さくらんぼの実る頃」を独唱して講演を終えた。

第2部大会式典では、大会開催地である山梨県法人会連合会女性部会連絡協議会神宮司昭子会長が全国各地より参加した約1,600名の女性経営者の皆様に対し、歓迎の言葉を述べた。続いて主催者の全法連小林会長、全法連女性部会連絡協議会若松会長があいさつをし、ご来賓を代表して、藤井国税庁次長、後藤山梨県知事、樋口甲府市長より祝辞をいただいた。

来年度(31年度)、富山県での再開を約束し、記念式典を終えた。



女性フォーラム「山梨大会」



記念式典

女性部会 会員視察研修会(山梨県)

4月12日(木)～13日(金)に法人会全国女性フォーラム「山梨大会」の参加にあわせて女性部会会員視察研修会を開催した。参加者11名は、早朝バスに乗込み約5時間かけて山梨へと向かった。

昇仙峡ロープウェイ、山梨県立美術館、印伝屋上原勇七(法人会員企業の見学)、富士山世界遺産センター、北口本宮富士浅間神社などを見学。何よりも2日間、晴天に恵まれ「名峰富士山」が裾野までハッキリと姿を見せてくれ、これだけでも、会員視察研修会に参加した甲斐があったのでは?!

長距離移動の研修ではあったが、充実した会員親睦をはかることができ今後の活動に役立てられるのではないと思う。



女性部会 会員視察研修会



北口本宮富士浅間神社



名峰富士山